

証券コード 2340

平成29年6月12日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目4番地
株式会社 極楽湯ホールディングス
代表取締役社長CEO 新 川 隆 丈

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
（受付：午前9時、開場：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
グラウンドアーク半蔵門 3階 光の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第38期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第38期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面が提出された場合において、各議案についての賛否の表示がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。
当社ウェブサイト : <http://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/>

事 業 報 告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の伸び悩みはあるものの、企業業績や雇用・所得環境の改善もみられ、全体としては緩やかな回復基調となりました。また、世界経済においては全体として緩やかな成長を維持している一方で、中国をはじめとする新興国の経済成長の鈍化に加え、米国の政権交代による経済・貿易政策の不確実性や英国のEU離脱問題と言った不安要素などを背景に、先行き不透明感はより一層増大しております。

日本の温浴業界におきましては、消費者の節約志向や低価格志向が引き続きみられたことから「安・近・短」の手軽なレジャーとしてのニーズは底堅く推移している一方、緩やかな所得改善を背景に漫画や岩盤浴、休憩処、宿泊など温浴に付随した娯楽サービスへのニーズも出てきております。また、中国の温浴業界につきましては、滞在型の娯楽として冬季を中心に人気が高い状況が続いており、競争が激化しております。当社グループを取り巻く経営環境につきましては、原油価格の下落に伴いエネルギーコストが落ち着く一方、日本では東京オリンピック開催を控え都心部を中心に人件費や改装建築費などが高騰したままになっております。中国では競争が激化していることもあり、ニーズをタイムリーにとらえ、すばやく店舗運営に活かすことがより求められてきております。

このような状況の中、当社グループは、日本においては既存店の浜松佐鳴台店(静岡県)を新しい業態の温浴施設「RAKU SPA Cafe 浜松」として平成28年8月にリニューアルオープンするとともに、平成30年夏ごろオープン予定の「RAKU SPA 名古屋(仮称)」（愛知県）の出店に向けて取り組みました。また、平成29年1月には「株式会社極楽湯ホールディングス」に商号変更し、日本の温浴事業を新設会社「株式会社極楽湯」に承継する会社分割を実施し持株会社へ移行いたしました。中国においては、湖北省武漢市に中国3店舗目となる直営店「極楽湯金銀潭(じんいんたん)温泉館」を平成28年11月に开店するとともに、青島・無錫・上海における4件のフランチャイズ出店契約を締結するなど事業拡大を進めてまいりました。

引き続き、お客様のニーズの変化をいち早く感じとり、迅速に対応できる企業として総合力を強く意識したうえで、より一層の安心・安全そして高品質なサービスを国内外で提供すべく取り組んでまいります。

以上の結果、連結売上高は13,758百万円（前期比2.6%減）、営業利益は657百万円（前期比46.4%増）、経常利益は703百万円（前期比103.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は287百万円（前期比8.1%減）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

① 日本

当セグメントにおきましては、売上高10,987百万円（前期比0.0%増）、セグメント利益（営業利益）685百万円（前期比48.3%増）となりました。

当社グループにおける日本の業績は、ご家族が集まるお盆や年末年始等の休暇の状況に加え、台風・ゲリラ豪雨・猛暑・大雪等の季節的要因によって変動する傾向があります。当期の客数及び売上高につきましては、大規模修繕や改装が実施され、店休日が前期比で多かったことに加え、直営・FCともに新規出店がなく、11月にFCの2店舗が閉店したことが影響しました。しかしながら、暦上の休暇の並びが良かったことや積極的かつ効果的な施策を実施したことに加え、天候にも恵まれた結果、ほぼ横ばいとなりました。

一方、利益面においては、エネルギーコストの低位安定が継続しており、コスト意識の徹底による生産性向上に努めた結果、セグメント利益（営業利益）は前期比で48.3%増加いたしました。

② 中国

当セグメントにおきましては、売上高2,922百万円（前期比9.5%減）、セグメント利益（営業利益）216百万円（前期比49.6%増）となりました。

当社グループにおける中国の業績は、平成28年11月に湖北省武漢市に中国3号店（直営店）がオープンして一部寄与したことに加え、平成27年2月に開業した中国2号店（直営店）が当連結会計年度を通して寄与したこと、FC案件の契約金の一部を売上計上したこと等の結果、元ベースで売上高が6.4%増加、営業利益が61.2%の増加となりました。しかしながら、為替変動により円ベースのセグメント売上高は9.5%の減少、営業利益は49.6%の増加となりました。

（次期の見通し）

次期の当社グループを取り巻く環境は、日本においては雇用・所得環境の改善を受けた個人消費が底堅く推移すると見込まれます。海外においては、米国では好調な企業業績、堅調な個人消費の持続が見込まれるものの、新政権による政策が中国をはじめとする新興国等の経済に不透明感を与えており、全体として不安定な事業環境が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループは、日本では新店の準備や既存店の改装等に取り組み、中国ではFC案件の新規契約とFC店開業に向けた取り組みに加え、既存店の改装に取り組む予定をしております。

次期業績につきましては、連結売上高13,900百万円（前期比1.0%増）、営業利益500百万円（前期比23.9%減）、経常利益380百万円（前期比46.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益については200百万円（前期比30.4%減）となる見通しです。

なお、業績見通しの基礎となる為替レートにつきましては、1元＝16円を想定し作成しております。

(2) 企業集団の対処すべき課題

① 出店戦略の再構築

日本においては、60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。併せて、出店場所の確保のための出店候補地に関する情報収集強化や、投資効率の更なる向上を図るための出店条件精査にも一層注力してまいります。

中国においては、中国3号店（湖北省武漢市）に続く直営店の出店に向けて準備を進めて行くとともに、「極楽湯ブランド」の確立とスピーディーな浸透を図るべく海外企業との連携の強化やフランチャイズ事業を含めた様々な事業展開に取り組んでまいります。

また、国内外の既存店につきましても、収益向上を目的とした改装など様々な見直しを積極的に検討し、実施してまいります。

② 人材の確保・育成

日本においては、60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業容の拡大に対応できる人材の確保及び育成が重要であると考えております。また、中国においては、“安心・安全”や“心からのおもてなし”など当社グループの根幹となる考え方やサービスへの理解をより一層深め、適正な店舗運営を行っていくためにも、日中相互の人材交流に加え、採用強化による適切な人材の確保及び徹底した指導・育成に取り組んでまいります。

③ 衛生管理及び設備の維持管理

当社グループは、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。お客様に快適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底しております。また、施設の経年劣化に伴って設備の維持管理が重要となりますので、今まで以上に店舗設備のメンテナンスにも注力し、安心かつ安全で清潔な施設運営に努めてまいります。

④ 新形態・新業態の開発

当社グループがこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かし、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとらわれ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い施設に加え、新業態の開発を国内外で展開することに積極的に取り組んでまいります。

⑤ 子会社の管理・統括

当社が日本の温浴事業を承継するために設立した「株式会社極楽湯」に加え、中国での事業展開を統括するために香港に設立し、その過半数を当社が保有している「Gokurakuyu China Holdings Limited（中国語名：極楽湯中国控股有限公司）」等の子会社について、適正かつ健全な経営が行われるよう積極的にサポートするとともに統括してまいります。

今後も当社グループのブランド力の向上及び業績への貢献を図るために、日本と中国における事業展開を円滑に推進できるよう努めてまいります。

(3) 内部管理体制の整備

取締役会において経営基本方針及び業務上の重要事項を協議、決定すると共に、効率的に経営を執行するため、子会社を含めた執行役員会や部長会等の重要な会議体における、相互の連携及び牽制により、コンプライアンスをはじめリスク情報の共有とコーポレート・ガバナンス施策実施の推進並びに意思統一を図っております。また、内部統制機能の整備を含む社内規程の整備につきましては、必要規程を策定しておりますが、関係法令の改正等がある場合は、これに適宜対応してまいります。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は2,512,063千円で、その主なものは次のとおりであります。

区分	内容	金額
建物等	子会社 極楽湯（武漢）沐浴有限公司「金銀潭温泉館」の建設・設備等	1,235,974千円
建物等	子会社 極楽湯「RAKU SPA Cafe 浜松」の建設・設備等	295,517千円
建物等	子会社 極楽湯「RAKU SPA 名古屋（仮称）」の設計・建設等	541,948千円

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては主に通常の借入で、設備投資の資金は自己資金と借入金をもって充ちいたしました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成29年1月1日付で日本の温浴事業を当社の100%子会社に承継させる会社分割を実施し、持株会社体制へ移行すると共に、商号を「株式会社極楽湯ホールディングス」へと変更いたしました。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第35期 平成26年3月期	第36期 平成27年3月期	第37期 平成28年3月期	第38期 平成29年3月期
売 上 高	10,051,440	12,051,425	14,129,656	13,758,212
経 常 利 益	39,134	204,351	345,712	703,195
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	△398,993	111,184	312,859	287,560
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	△40.13円	9.15円	24.19円	21.16円
総 資 産	13,908,808	16,385,627	18,833,540	19,171,393
純 資 産	4,213,201	6,020,496	6,863,183	7,143,863

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第35期 平成26年3月期	第36期 平成27年3月期	第37期 平成28年3月期	第38期 平成29年3月期
売 上 高	9,207,408	10,558,228	10,983,792	8,245,528
経 常 利 益	62,270	12,441	206,844	483,999
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	△393,863	13,543	226,730	292,671
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	△39.61円	1.11円	17.53円	21.54円
総 資 産	13,383,230	14,353,722	15,884,118	13,739,873
純 資 産	4,004,567	4,488,856	4,783,812	5,309,017

(注) 第37期並びに第38期における損益変動の主な理由は、平成29年1月1日付で当社が会社分割を実施し、持株会社制へ移行したためであります。

(11) 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社極楽湯	40,000千円	100.0%	温浴事業
極楽湯中国控股有限公司	2,881,364千円	51.0%	温浴事業
極楽湯（上海）沐浴股份有限公司	1,841,751千円	48.5% (48.5%)	温浴事業
極楽湯（上海）沐浴管理有限公司	850,000千円	48.5% (48.5%)	温浴事業
極楽湯（武漢）沐浴有限公司	871,753千円	51.0% (51.0%)	温浴事業

- (注) 1 当社の連結対象子会社は上記5社でございます。
 2 「議決権比率」欄の（）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
 3 当事業年度末において特定完全子会社はございません。
 4 当社は、平成29年1月1日付で日本の温浴事業を株式会社極楽湯に承継させる会社分割を実施し、持株会社体制へ移行いたしました。

(12) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」を直営店舗及びフランチャイズチェーンにて全国展開しております。フランチャイジー（加盟企業）に対しては、店舗の設計・デザイン指導及び経営ノウハウを提供しております。

また、中国をはじめとする海外への展開にも取り組んでおります。

(13) 企業集団の主要拠点等

当社本社 東京都千代田区

店舗 直営店 23店舗（宇都宮、彦根、幸手、柏、茨木、堺泉北、和光、金沢野々市、横浜芹が谷、豊橋、青森、多摩センター、福井、津、宮崎、三島、千葉稲毛、吹田、上尾、奈良、水戸、RAKU SPA鶴見、RAKU SPA Cafe浜松）

FC店 15店舗

中国 3店舗

子会社

日本 株式会社極楽湯 東京都千代田区
 中国 極楽湯中国控股有限公司 中国香港
 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 中国上海市
 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 中国上海市
 極楽湯（武漢）沐浴有限公司 中国湖北省武漢市

(14) 企業集団の使用人の状況

① 企業集団の使用人数

使用人数	前期末比増減
749名	+209名

(注) 使用人数が前期末と比較して増加した主な理由は中国3号店(湖北省武漢市)の出店によるものであります。

② 当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137名	+1名	35.6歳	7.1年

(注) 当社は、平成29年1月1日付で日本の温浴事業を当社の100%子会社に承継させる会社分割を実施しましたが、子会社の業務に従事している従業員についても、当社の使用人数に含めております。

(15) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,767,200
株式会社みずほ銀行	1,652,800
株式会社商工組合中央金庫	663,500
株式会社りそな銀行	448,600
株式会社常陽銀行	376,800
株式会社静岡銀行	332,500
株式会社東日本銀行	302,500

(注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 15,127,400株 |
| (3) 株主数 | 27,014名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	2,160,000株	15.2%
新 川 隆 丈	756,700株	5.3%
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	500,000株	3.5%
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノントリティー クライアンツ 613	262,270株	1.8%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	230,000株	1.6%
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン 610	212,330株	1.4%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	204,000株	1.4%
田 島 憲 一 郎	164,300株	1.1%
株 式 会 社 恒 成 商 事	150,000株	1.0%
極 楽 湯 H D 役 員 持 株 会	134,600株	0.9%

(注) 持株比率は、自己株式（917,675株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役、その他の役員の保有する新株予約権の状況

- ・新株予約権の数

8,081個

- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式 808,100株 (新株予約権1個につき100株)

	回次	1株 当たりの 払込金額	行使期間	個数	目的となる 株式の種類 及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第13回	205円	平成25年6月30日 ～平成29年6月29日	446個	普通株式 44,600株	2名
	第14回	228円	平成26年7月1日 ～平成30年6月30日	2,940個	普通株式 294,000株	4名
	第16回	430円	平成28年7月1日 ～平成32年6月30日	90個	普通株式 9,000株	1名
	第17回	551円	平成29年7月1日 ～平成33年6月30日	500個	普通株式 50,000株	1名
	2013年度 株式報酬型	1円	平成25年7月13日 ～平成45年7月12日	545個	普通株式 54,500株	4名
	2014年度 株式報酬型	1円	平成26年7月12日 ～平成46年7月11日	397個	普通株式 39,700株	4名
	2015年度 株式報酬型	1円	平成27年7月11日 ～平成47年7月10日	318個	普通株式 31,800株	4名
社外取締役	第16回	430円	平成28年7月1日 ～平成32年6月30日	75個	普通株式 7,500株	1名
	第17回	551円	平成29年7月1日 ～平成33年6月30日	75個	普通株式 7,500株	1名
	第18回	544円	平成30年7月1日 ～平成34年6月30日	150個	普通株式 15,000株	2名
監査役	第13回	205円	平成25年6月30日 ～平成29年6月29日	150個	普通株式 15,000株	2名
	第14回	228円	平成26年7月1日 ～平成30年6月30日	250個	普通株式 25,000株	3名
	第15回	311円	平成27年7月1日 ～平成31年6月30日	250個	普通株式 25,000株	3名
	第16回	430円	平成28年7月1日 ～平成32年6月30日	250個	普通株式 25,000株	3名
	第17回	551円	平成29年7月1日 ～平成33年6月30日	250個	普通株式 25,000株	3名
	第18回	544円	平成30年7月1日 ～平成34年6月30日	250個	普通株式 25,000株	3名

(注) 取締役につきましては、従業員時の付与分を含んでおります。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

	第18回	2016年度株式報酬型
付与対象者の区分及び数	当社社外取締役、監査役、 執行役員、従業員 136名	当社取締役 5名
発行した新株予約権の数	6,430個	1,145個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式643,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式114,500株 (新株予約権1個につき100株)
付与日	平成28年6月29日	平成28年7月14日
1株当たりの払込金額	544円	1円
新株予約権の行使期間	平成30年7月1日 ～平成34年6月30日	平成28年7月15日 ～平成48年7月14日

	新株予約権の数	交付者数
当社執行役員及び従業員 (当社役員を除く)	6,030個	131名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	新 川 隆 丈	株式会社極楽湯 代表取締役社長CEO 極楽湯中国控股有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 董事長 極楽湯（武漢）沐浴有限公司 董事長
取 締 役	高 野 透	日本法人統括
取 締 役	松 本 俊 二	中国法人統括
取 締 役	羽 塚 聡	新業態・営業企画担当（CQO）
取 締 役	鈴 木 正 守	経営企画担当
取 締 役	角 替 隆 志	麹町税理士法人 代表社員
取 締 役	赤 地 文 夫	
常 勤 監 査 役	山 田 貞 一	
監 査 役	細 木 正 彦	ウィルコンサルティング株式会社 代表取締役
監 査 役	高 倉 隆	監査法人MMPGエーマック 代表社員

- (注) 1 取締役鈴木正守氏及び赤地文夫氏は、平成28年6月29日開催の第37期定時株主総会において新たに選任され就任しております。
- 2 取締役山口猛氏は、平成28年6月29日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- 3 取締役角替隆志氏及び赤地文夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 監査役細木正彦氏及び高倉隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 5 監査役細木正彦氏及び高倉隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 監査役高倉隆氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条第2項に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当社は、定款第41条第2項に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 額
取締役	8名	143,716千円（うち社外 2名 3,607千円）
監査役	3名	11,144千円（うち社外 2名 4,226千円）

- (注) 1 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
 2 上記の取締役の支給人数には平成28年6月29日開催の当社第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 3 平成18年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額300百万円であり、これには使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。また、平成25年6月27日開催の第34期定時株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、年額300百万円であります。
 4 平成13年6月28日開催の第22期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。
 5 平成18年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）としての報酬等の限度額は、取締役については年額200百万円、監査役については年額50百万円であります。
 6 上記の額は当期中に費用処理した株式報酬費用（ストック・オプション、取締役8名に対し25,227千円、監査役3名に対し1,044千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

他の法人等の業務執行等に関する事項

当社での地位	氏 名	他の法人等の業務執行、社外役員等の兼職状況	当社での主な活動状況
取締役	角 替 隆 志	麹町税理士法人 代表社員	当事業年度開催の取締役会に全16回中16回出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。
取締役	赤 地 文 夫		当事業年度開催の取締役会に就任以降全12回中11回出席し、経営者的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。
監査役	細 木 正 彦	ウィルコンサルティング株式会社 代表取締役	当事業年度開催の取締役会に全16回中15回、監査役会に全13回中12回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。
監査役	高 倉 隆	監査法人MMPGエーマック 代表社員	当事業年度開催の取締役会に全16回中16回、監査役会に全13回中13回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1 取締役角替隆志氏は麹町税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
 2 監査役細木正彦氏はウィルコンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
 3 監査役高倉隆氏は監査法人MMPGエーマックの代表社員を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

22,300千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,300千円

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員の配置などの内容及び報酬の見積りの算出根拠について説明を受け、前事業年度の監査実績等の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性を精査の上、当事業年度の会計監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

2 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等の合計額であります。

3 当社の中国子会社につきましては、NAC SX & CO., Certified Public Accountants、徳勤華永会計師事務所の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意によって会計監査人を解任するものとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、経営理念に基づく基本方針を定め、すべての役員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。

当社取締役会には顧問弁護士が出席し、意思決定に至る過程における法令定款違反行為を未然に防止します。

また、日本ではコンプライアンス室を設置し、法令遵守の推進にあたります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録について、各会議体の事務局が議事録を作成し、定められた保存年限に基づき保存及び管理します。

また、社長決裁を要する稟議書についても、同様に保存及び管理します。

③ 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社グループは、定期的に開催する各種会議体においてリスク情報を共有すると共に、現在制定している規程・マニュアル等に基づき、各部門及び各店舗において企業危機への未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組んでまいりましたが、今後も情報共有及び法令遵守を徹底し、必要に応じて速やかに規程・マニュアル等の整備を行います。

また、当社グループの事業の特性上、重要度の高いリスクである衛生管理については、より一層の意識及び知識の向上を図るべく講習会への出席や資格取得の推進を積極的に実施します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行います。

また、当社取締役会の下には、執行役員会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社グループの業務の執行及び施策の実施等について審議・意思決定を行います。

決定された業務の執行状況は、取締役又は執行役員が取締役会・執行役員会等において適宜報告し、また監査役もこれを定期的に監査します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的に開催される取締役会・執行役員会及び部長会等各種会議体を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、法令遵守をはじめリスク情報の共有を図り、あらゆる業務が適正・妥当かつ合理的に行われているかを確認します。

また、日本ではコンプライアンス室を設置し、法令遵守の推進にあたります。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、子会社においても当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図ると共に、適正な規則規程を整備し、適材な人員の配置と職務権限の設定を行い、業務上における法令遵守及び内部統制を考慮した経営管理を行います。

また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行えるシステムを構築します。

⑦ 監査役の職務を補助する使用人について

現時点では、監査役の職務を補助する専任の使用人は設置していませんが、監査役会が求めた場合は、取締役会と監査役会で協議し、監査役スタッフを設置するなど実効性のある監査役監査体制の整備に努めます。

⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役の職務を補助する使用人を設置していませんので、独立性に関する事項の定めは設けていませんが、それを設置することになった場合には、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、監査役会の同意を得るなど、取締役からの独立性を確保するよう人事的配慮を行う体制とします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び執行役員会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。

取締役会・執行役員会をはじめとする各種会議体における議事録及び稟議書については、監査役に対して回覧する方法で報告を行います。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努めます。

また、当社グループの取締役や執行役員とのより積極的な意見交換を行い、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について)

当社グループは、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を16回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、部門長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う会議も子会社を含め随時行っており、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及びその他重要な会議への出席や取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ グループ管理体制

月に1度開催される当社取締役会で日本事業及び中国事業を担当している取締役から直近の業績等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社グループの子会社における重要事項について、事前に当社グループ内の会議で説明することを義務付けており、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

④ コンプライアンス・リスク管理体制

コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保、火災時における消防関係との連携等、不測の事態にも備えております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むと共に、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的をもって当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。

また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主の皆様にとって必要であるとと考えております。

そのため、当社は、平成28年12月16日の取締役会決議により、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応方針を更新しております。

当該対応方針としては、当社取締役会は、原則として当社株式の売買を市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするのではなく、また、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう合理的なルールを設定するものであり、株主共同の利益に資すると考えております。

(注) 本事業報告中の記載は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,278,069	流 動 負 債	5,571,119
現金及び預金	4,638,057	買掛金	413,014
売掛金	245,485	短期借入金	800,000
未収入金	9,699	1年内償還予定の社債	49,000
たな卸資産	73,707	1年内返済予定の長期借入金	1,556,580
繰延税金資産	55,739	未払金	883,155
その他	255,379	未払法人税等	235,030
固 定 資 産	13,657,340	前受金	1,121,946
有形固定資産	11,457,511	賞与引当金	31,540
建物及び構築物	9,933,152	その他	480,851
工具、器具及び備品	759,441	固 定 負 債	6,456,410
土地	182,051	社債	129,500
建設仮勘定	582,866	長期借入金	5,375,850
無形固定資産	259,955	退職給付に係る負債	117,445
その他	259,955	資産除去債務	464,509
投資その他の資産	1,939,873	その他	369,105
投資有価証券	29,825	負 債 合 計	12,027,530
長期貸付金	62,442	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	396,426	株 主 資 本	5,278,878
敷金及び保証金	898,237	資本金	2,553,950
その他	552,941	資本剰余金	2,514,730
繰 延 資 産	235,983	利益剰余金	566,336
開業費	235,983	自己株式	△356,138
		その他の包括利益累計額	85,469
		その他有価証券評価差額金	△124
		為替換算調整勘定	85,594
		新 株 予 約 権	101,212
		非支配株主持分	1,678,303
		純 資 産 合 計	7,143,863
資 産 合 計	19,171,393	負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,171,393

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,758,212
売上原価	11,940,526
売上総利益	1,817,685
販売費及び一般管理費	1,160,644
営業利益	657,041
営業外収益	
受取利息	12,924
受取家賃	18,591
デリバティブ評価益	33,975
協賛金収入	33,027
その他	88,773
営業外費用	
支払利息	102,547
為替差損	1,870
開業費償却	26,896
その他	9,823
経常利益	703,195
特別利益	
新株予約権戻入益	4,392
固定資産売却益	2,000
特別損失	
固定資産除却損	1,621
減価償却損失	39,593
契約解除損	1,777
税金等調整前当期純利益	666,594
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	255,810
	92,163
当期純利益	318,620
非支配株主に帰属する当期純利益	31,060
親会社株主に帰属する当期純利益	287,560

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,412,602	2,373,382	358,125	△356,138	4,787,971
当期変動額					
新株の発行	141,347	141,347			282,695
剰余金の配当			△79,349		△79,349
親会社株主に帰属する当期純利益			287,560		287,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	141,347	141,347	208,210	—	490,906
当期末残高	2,553,950	2,514,730	566,336	△356,138	5,278,878

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△929	214,891	213,961	72,829	1,788,420	6,863,183
当期変動額						
新株の発行						282,695
剰余金の配当						△79,349
親会社株主に帰属する当期純利益						287,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	805	△129,296	△128,491	28,382	△110,117	△210,226
当期変動額合計	805	△129,296	△128,491	28,382	△110,117	280,679
当期末残高	△124	85,594	85,469	101,212	1,678,303	7,143,863

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	株式会社極楽湯 極楽湯中国控股有限公司 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 極楽湯（武漢）沐浴有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	一社
-------------	----

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、極楽湯中国控股有限公司、極楽湯（上海）沐浴股份有限公司、極楽湯（上海）沐浴管理有限公司及び極楽湯（武漢）沐浴有限公司の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a 時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

a 商品

総平均法による原価法を採用しております。

（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

b 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	2年～39年
工具、器具及び備品	2年～19年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年～10年）に基づいております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
 - a 一般債権
貸倒実績率法を採用しております。
 - b 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法を採用しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ① ヘッジ会計の方法
 - a ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
 - b ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………金利スワップ取引
ヘッジ対象……………借入金利息
 - c ヘッジ方針
当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。
 - d ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
 - ② 繰延資産の処理方法
開業費
5年間で均等償却することとしております。
 - ③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」（当連結会計年度2,000千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」9,823千円に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「開業費償却」（前連結会計年度23,170千円）は、重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

III. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 6,356,704千円
- たな卸資産の内容は次のとおりであります。

商品	44,461千円
貯蔵品	29,246千円
計	73,707千円
- 国庫補助金の交付を受け圧縮記帳している建物の額は、9,491千円であります。
- 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,100,000千円
借入実行残高	800,000千円
差引額	300,000千円

V. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
極楽湯 幸手店 (埼玉県幸手市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、 器具及び備品等	39,593

当社グループは、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

上記に係る資産グループの帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物30,771千円、工具、器具及び備品5,975千円、その他2,846千円です。

なお、当資産グループの回収可能価格は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.34%で割り引いて算定しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	15,127,400株
------	-------------
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	79,349	6	平成28年3月31日	平成28年6月30日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	85,258	6	平成29年3月31日	平成29年6月29日

4. 当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,514,100株

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(短期・長期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、エネルギー市場価格変動リスクに対して原油スワップ取引を実施して、一部の運転用品費の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,638,057	4,638,057	—
(2) 売掛金	245,485	245,485	—
(3) 投資有価証券	9,825	9,825	—
(4) 敷金及び保証金	898,237	784,104	△114,133
資産計	5,791,605	5,677,472	△114,133
(1) 買掛金	413,014	413,014	—
(2) 未払金	883,155	883,155	—
(3) 短期借入金	800,000	800,000	—
(4) 1年内償還予定の社債	49,000	49,000	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	1,556,580	1,560,928	4,348
(6) 社債	129,500	127,707	△1,792
(7) 長期借入金	5,375,850	5,475,647	99,797
負債計	9,207,100	9,309,453	102,353

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されている長期プライムレート等で割り引いた現在価値を算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内償還予定の社債、及び(6) 社債

社債の時価は、市場価格がないため元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、及び(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

- 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額20,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

VIII. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9年～30年と見積り、割引率は1.15%から1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	458,076千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—千円
時の経過による調整額	6,433千円
その他増減額（△は減少）	—千円
期末残高	464,509千円

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 377円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円16銭 |

X. 企業結合・事業分離に関する注記

1. 取引の概要

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成29年1月1日付で日本の温浴事業を当社の100%子会社に承継させる会社分割を実施し、持株会社体制へ移行すると共に、商号を「株式会社極楽湯ホールディングス」へと変更いたしました。

① 分割当時会社の名称及びその事業の内容

項目	分割会社 (平成29年1月1日付で商号変更)	新設会社 (平成29年1月1日設立)
(1) 名称	株式会社極楽湯ホールディングス	株式会社極楽湯
(2) 所在地	東京都千代田区麹町二丁目4番地	東京都千代田区麹町二丁目4番地
(3) 代表者	代表取締役社長CEO 新川隆丈	代表取締役社長CEO 新川隆丈
(4) 事業内容	持株会社としてのグループ企業の統括管理全般	温浴事業等
(5) 資本金	2,502百万円	40百万円
(6) 設立年月日	昭和55年4月10日	平成29年1月1日
(7) 発行済株式数	14,748,400株	800株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション (16.1%) ・新川隆丈 (4.9%) ・アサヒビール株式会社 (3.7%) ・日本生命保険相互会社 (1.7%) ・株式会社SBI証券 (1.6%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社極楽湯ホールディングス (100%)

② 会社分割日

平成29年1月1日

③ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社を分割会社とし、新設会社を継承会社とする分社型新設分割です。

④ 会社分割の目的

当社は、持株会社体制に移行することで、経営機能と執行機能を明確に分離し、強化された体制のもと、持株会社においては、グループ経営戦略の立案と経営資源の配分の最適化の意思決定を行い、事業子会社においては、グループ経営戦略に基づく迅速な業務執行により競争力及び効率性を一層高め、グループ企業価値向上を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号）」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

XI. 重要な後発事象に関する注記

取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の付与について

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の第38期定時株主総会における承認を前提に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、下記のとおり付議することを決議いたしました。

① 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

② 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限5,000個（普通株式500,000株）

③ 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

株式会社極楽湯ホールディングス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之[Ⓔ]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 片岡嘉徳[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極楽湯ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,240,273	流 動 負 債	2,743,853
現金及び預金	2,204,944	短期借入金	800,000
売掛	352,110	1年内償還予定の社債	49,000
関係会社貸付金	494,002	1年内返済予定の長期借入金	1,556,580
1年内償還予定の関係会社債	1,180,980	未払法人税等	213,587
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	668,750	賞与引当金	31,540
その他	339,486	その他	93,145
固 定 資 産	8,499,599	固 定 負 債	5,687,002
有形固定資産	277,261	社債	129,500
土地	182,051	長期借入金	5,375,850
その他	95,210	退職給付引当金	117,445
無形固定資産	91,869	その他	64,206
その他	91,869	負 債 合 計	8,430,855
投資その他の資産	8,130,468	純 資 産 の 部	
関係会社株式	2,879,028	株 主 資 本	5,207,930
関係会社長期貸付金	1,468,750	資 本 金	2,553,950
関係会社社債	3,447,550	資 本 剰 余 金	2,523,468
その他	335,140	資 本 準 備 金	2,200,550
		その他資本剰余金	322,918
		利 益 剰 余 金	486,649
		利 益 準 備 金	50
		その他利益剰余金	486,599
		別 途 積 立 金	32,907
		繰 越 利 益 剰 余 金	453,692
		自 己 株 式	△356,138
		評価・換算差額等	△124
		その他有価証券評価差額金	△124
		新 株 予 約 権	101,212
		純 資 産 合 計	5,309,017
資 産 合 計	13,739,873	負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,739,873

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,245,528
売 上 原 価	7,084,562
売 上 総 利 益	1,160,966
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	815,838
営 業 利 益	345,127
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	88,515
受 取 家 賃	13,941
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	63,595
協 賛 金 収 入	33,027
そ の 他	53,885
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	101,539
そ の 他	12,553
経 常 利 益	483,999
特 別 利 益	
新 株 子 約 権 戻 入 益	4,392
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,000
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	367
契 約 解 約 損	1,777
税 引 前 当 期 純 利 益	488,247
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	200,925
法 人 税 等 調 整 額	△5,348
当 期 純 利 益	292,671

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,412,602	2,059,202	322,918	2,382,121
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	141,347	141,347		141,347
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	141,347	141,347	—	141,347
当 期 末 残 高	2,553,950	2,200,550	322,918	2,523,468

(単位：千円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	50	32,907	240,370	273,328	△356,138	4,711,912
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						282,695
剰 余 金 の 配 当			△79,349	△79,349		△79,349
当 期 純 利 益			292,671	292,671		292,671
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	213,321	213,321	—	496,017
当 期 末 残 高	50	32,907	453,692	486,649	△356,138	5,207,930

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△929	△929	72,829	4,783,812
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				282,695
剰 余 金 の 配 当				△79,349
当 期 純 利 益				292,671
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	805	805	28,382	29,187
当 期 変 動 額 合 計	805	805	28,382	525,205
当 期 末 残 高	△124	△124	101,212	5,309,017

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

a 時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建	物	10年～15年
工具、器具及び備品		2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年～7年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法を採用しております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法を採用しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金利息

③ ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」(当事業年度232,940千円)、「商品」(当事業年度0千円)、「貯蔵品」(当事業年度0千円)、「前払費用」(当事業年度18,871千円)及び「繰延税金資産」(当事業年度17,095千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」339,486千円に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「建物」(当事業年度87,378千円)、「構築物」(当事業年度0千円)、「工具、器具及び備品」(当事業年度7,831千円)及び「建設仮勘定」(当事業年度0千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」95,210千円に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「商標権」(当事業年度2,533千円)、「ソフトウェア」(当事業年度88,403千円)、「水道施設利用権」(当事業年度0千円)及び「電話加入権」(当事業年度933千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」91,869千円に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」(当事業年度29,825千円)、「長期前払費用」(当事業年度120,381千円)、「繰延税金資産」(当事業年度63,469千円)、「役員に対する長期貸付金」(当事業年度62,442千円)、「敷金及び保証金」(当事業年度20,922千円)、「建設協力金」(当事業年度0千円)及び「貸倒引当金」(当事業年度0千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」335,140千円に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「買掛金」(当事業年度0千円)、「未払金」(当事業年度23,538千円)、「未払費用」(当事業年度11,430千円)、「前受金」(当事業年度0千円)、「預り金」(当事業年度3,172千円)及び「設備関係未払金」(当事業年度27,738千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」93,145千円に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「資産除去債務」(当事業年度0千円)、「長期預り保証金」(当事業年度650千円)、「長期未払金」(当事業年度26,350千円)及び「長期設備関係未払金」(当事業年度37,206千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」64,206千円に含めて表示しております。

損益計算書関係

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「社債利息」（当事業年度3,903千円）、「シンジケートローン手数料」（当事業年度2,000千円）及び「原油スワップ差損」（当事業年度4,713千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」12,553千円に含めて表示しております。

III. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第当事業年度から適用しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 60,380千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
金銭債権 1,123,487千円
3. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務
金銭債権 68,441千円
金銭債務 26,350千円
4. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,100,000千円
借入実行残高	800,000千円
差引額	<u>300,000千円</u>

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引による取引高	358,928千円
	営業取引以外の取引高	85,455千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式	917,675株
------	----------

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	9,733千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	44,030千円
株式報酬費用	19,695千円
現物出資差額	25,042千円
その他	7,696千円
計	106,198千円
評価性引当金	△25,633千円
繰延税金資産合計	80,565千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産の純額	80,565千円

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産・繰延税金資産	17,095千円
固定資産・繰延税金資産	63,469千円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注) 2	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆丈	(被所有) 直接 5.0	当社代表取締役	資金の貸付(注) 1 貸付金の回収 利息の受取 ストック・オプションの権利行使	19,866 19,321 1,078 19,864	役員に対する 長期貸付金	59,986
役員	高野 透	(被所有) 直接 0.3	当社取締役	ストック・オプションの権利行使	13,714	—	—
役員	羽塚 聡	(被所有) 直接 0.2	当社取締役	ストック・オプションの権利行使	10,639	—	—

(注) 1 役員に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 子会社との取引

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注) 4	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社極楽湯	所有直接 100.0	資金の貸付 役員 の兼任 経営管理	経営指導等(注)1 経費の立替 資金の貸付(短期) (注)2(注)3 会社分割 分割資産合計 分割負債合計 関係会社社債	209,402 228,099 494,002 9,431,808 2,940,482 5,000,000	売掛金 未収入金 関係会社 短期貸付金 — — 1年内償還予定の 関係会社社債 関係会社社債	223,847 228,099 494,002 — — 1,180,980 3,447,550
子会社	極楽湯 中国控股有限公司	所有直接 51.0	役員 の兼任	—	—	—	—
子会社	極楽湯 (上海)沐浴股份有限公司	所有間接 48.5	経営管理 役員 の兼任	経営指導等(注)1 貸付金の回収	64,342 151,250	売掛金 —	34,363 —
子会社	極楽湯 (上海)沐浴管理有限公司	所有間接 48.5	経営管理 資金の貸付 役員 の兼任	経営指導等(注)1 貸付金の回収	64,342 225,000	売掛金 1年内回収予定の 関係会社長期貸付金 関係会社 長期貸付金	75,352 350,000 512,500
子会社	極楽湯 (武漢)沐浴 有限公司	所有間接 51.0	経営管理 資金の貸付 役員 の兼任	経営指導等(注)1 —	22,790 —	売掛金 1年内回収予定の 関係会社長期貸付金 関係会社 長期貸付金	18,654 318,750 956,250

(注) 1 経営指導等については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

2 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

3 資金の貸付(短期)については、短期での反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載しております。

4 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

IX. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9年～30年と見積り、割引率は1.15%から1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	458,076千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—千円
時の経過による調整額	4,825千円
その他増減額（△は減少）	<u>△462,901千円</u>
期末残高	—千円

X. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 366円50銭
- 1株当たり当期純利益 21円54銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の付与について

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の第38期定時株主総会における承認を前提に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、下記のとおり付議することを決議いたしました。

① 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

② 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限5,000個（普通株式500,000株）

③ 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

株式会社極楽湯ホールディングス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之[Ⓔ]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 片岡 嘉徳[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極楽湯ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役より受けた監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等をふまえ、その内容について検討を加えました。当社グループの子会社については、以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

株式会社極楽湯ホールディングス 監査役会

常勤監査役 山田 貞一 ㊟

監査役 細木 正彦 ㊟

監査役 高倉 隆 ㊟

(注) 監査役2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境や業績見通し等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき6円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は85,258,350円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

現取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、より機動的な意思決定が行えるよう取締役1名減員し、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	にい かわ たか とも 新川 隆 丈 (昭和34年4月9日生)	<p>昭和58年4月 株式会社北陸銀行入行 平成2年4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 平成15年8月 伊藤忠商事株式会社入社 平成17年4月 当社 特別顧問 平成17年6月 同 代表取締役社長 平成19年3月 同 代表取締役社長兼営業本部長 平成19年7月 同 代表取締役社長 平成29年1月 同 代表取締役社長CEO（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社極楽湯 代表取締役社長CEO 極楽湯中国控股有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 董事長 極楽湯（武漢）沐浴有限公司 董事長</p>	758,483株
2	はね つか さとし 羽 塚 聡 (昭和42年1月17日生)	<p>平成11年8月 当社 入社 平成17年10月 同 営業推進部長兼開店準備室長 平成19年5月 同 執行役員営業推進部長兼開店準備室長 平成20年6月 同 取締役 平成20年7月 同 取締役執行役員総合企画本部長兼総合企画部長兼新店準備室長 平成22年2月 同 取締役執行役員（総合企画部門統括）総合企画部長 平成23年4月 同 取締役執行役員（国内事業部門統括） 平成25年4月 同 取締役執行役員（総合企画部門統括）総合企画部長 平成27年4月 同 取締役執行役員（総合企画部門統括） 平成28年4月 同 取締役執行役員（総合企画部門統括）店舗開発部長 平成28年6月 同 取締役常務執行役員（総合企画部門統括）店舗開発部長 平成29年1月 同 取締役常務執行役員 新業態・営業企画担当（CQO）（現任）</p>	59,695株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	鈴木正守 (昭和50年11月10日生)	平成12年8月 株式会社メディアシーク 入社 平成15年11月 当社 入社 平成19年1月 株式会社エフディール 代表取締役 平成21年7月 株式会社ドン・キホーテ 入社 平成22年7月 当社 入社 平成27年4月 同 執行役員管理部長 平成28年6月 同 取締役執行役員管理部長 平成29年1月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当 (現任)	7,271株
4	※新任候補者 姜豊年 (昭和32年10月7日生)	平成4年6月 趨勢科技 (TREND MICRO) 総経理 平成8年6月 華淵信息网 執行役 平成10年6月 新浪网 (Sina) 董事長 平成17年1月 璞石資本集団 (Purestone Capital Group) 董事長(現任) 平成17年1月 ハーベスト・プレミアム・インベストメント・コーポレーション 董事長(現任) 平成25年1月 TRK Holding Co., Ltd. 独立董事(現任) 平成26年1月 大宇信息股份有限公司 (Daiyu Information System) 董事(現任) 平成26年6月 極楽湯中国控股有限公司 Director(現任) 平成27年10月 極楽湯 (上海) 沐浴股份有限公司 名誉董事長(現任) 平成28年1月 佳格食品股份有限公司 (Standard Food) 独立董事 (現任) 平成29年1月 全達国際股份有限公司 (Quanda International) 董事(現任) 〔重要な兼職の状況〕 璞石資本集団 (Purestone Capital Group) 董事長 ハーベスト・プレミアム・インベストメント・コーポレーション 董事長 極楽湯中国控股有限公司 Director 極楽湯 (上海) 沐浴股份有限公司 名誉董事長	0株
5	角替隆志 (昭和30年4月18日生)	昭和60年10月 アスカコンサルティング株式会社 取締役 平成3年10月 角替隆志税理士事務所設立 平成14年7月 麹町税理士法人設立 代表社員 平成17年6月 当社 取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 麹町税理士法人 代表社員	83,498株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	あかちふみお 赤地文夫 (昭和28年4月1日生)	昭和47年8月 三国コカ・コーラボトリング株式会社 入社 平成13年1月 同 営業本部埼玉東支社開発部長 平成15年11月 同 執行役員営業本部長兼F&L営業部長 平成16年3月 同 取締役常務執行役員営業本部長 平成18年1月 同 取締役常務執行役員業務本部長 平成19年1月 同 取締役常務執行役員業務本部長兼三国ロジスティクスオペレーション株式会社代表取締役社長 平成21年1月 同 取締役常務執行役員営業本部長兼東支社長 平成21年3月 同 取締役専務執行役員営業本部長兼東支社長 平成22年1月 同 取締役専務執行役員営業本部長 平成24年1月 同 取締役専務執行役員経営戦略本部長 平成24年10月 同 取締役副社長執行役員経営戦略本部長 平成25年7月 同 取締役副社長 平成25年7月 コカ・コーライーストジャパン株式会社 取締役 平成26年1月 同 取締役常務執行役員営業本部広域法人営業統括部長 平成28年4月 同 顧問 平成28年6月 当社 取締役(現任)	0株

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
- 2 角替隆志氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって12年間であります。
- 3 角替隆志氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 4 赤地文夫氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
- 5 赤地文夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と、幅広い識見を当社経営に活かしていただくため、当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 6 角替隆志氏及び赤地文夫氏は、現在、当社との間で、当社定款第31条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本総会において取締役として再任された場合には、改めて当社との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 7 所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
- 8 姜豊年氏が董事長であるハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーションが所有する当社株式数は2,160,000株となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役細木正彦氏は本総会終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本候補者は辞任された監査役の補欠として選任される者ではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

本議案の提出にあたりましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※新任候補者 小林明夫 (昭和31年1月3日生)	昭和54年4月 東京国税局入局 平成19年7月 練馬東税務署 副署長(法人) 平成21年7月 東京国税局 調査一部 特別国税調査官 平成23年7月 東京国税局 調査一部 統括国税調査官 平成27年7月 本所税務署 署長 平成28年9月 税理士登録	0株

- (注) 1 監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- 2 小林明夫氏は社外監査役候補者であります。
- 3 小林明夫氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 4 小林明夫氏は、本総会において監査役として選任された場合には、当社との間で、当社定款第41条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

第4号議案 取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対して、ストック・オプションとして発行する下記の新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役の員数及び職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

また、第2号議案及び第3号議案が原案どおり、承認可決されますと、対象となる当社取締役は3名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）となります。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。
2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
5,000個
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記4(1)により本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。
3. 新株予約権の払込金額
本新株予約権につき金銭の払込を要しない。
4. 新株予約権の内容
(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権の割当日の終値を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使期間

平成31年7月1日から平成35年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間とする。

(4) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は子会社取締役の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- i) 取締役、監査役、執行役員もしくは子会社取締役を解任され、又は正当な理由なく辞任した場合
 - ii) 従業員を解雇された場合
 - iii) 取締役、監査役、執行役員、従業員又は子会社取締役が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
 - iv) 取締役、監査役、子会社取締役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合
 - v) 退職した従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合
 - vi) 退職した従業員（管理職）、執行役員の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合
- ② 新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。
- ③ 割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

- ④ その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が前記(4)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権に関するその他の事項
新株予約権に関するその他の事項は、当社取締役会決議により決定する。

以 上

株主総会会場ご案内図



- 会 場 東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 3階 光の間
電話 (03)3288-0111
- 最 寄 駅 東京メトロ 半蔵門線 半蔵門駅 1番出口より徒歩2分
東京メトロ 有楽町線 麴町駅 1番出口より徒歩7分